

## 第一章 鉄道ノ設備及運送

第一条 鉄道ノ建設、車両器具ノ構造及運転ハ國土交通省令ヲ以テ定ムル規程ニ依ルヘシ

第二条 本法其ノ他特別ノ法令ニ規定スルモノノ外鉄道運送ニ關スル特別ノ事項ハ鐵道運輸規程ノ定ムル所ニ依ル

第三条 鐵道運輸規程ハ國土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

運賃其ノ他ノ運送条件ノ加重ヲ為サムトスル場合ニ於テハ前項ノ公告ハ七日以上之ヲ為スコトヲ要ス

第四条 伝染病患者ハ國土交通大臣ノ定ムル規程ニ依ルニ非サレハ乗車セシムルコトヲ得ス

附添人ナキ重病者ノ乗車ハ之ヲ拒絶スルコトヲ得

第五条 火薬其ノ他爆發質危險品ハ鐵道カ其ノ運送取扱ノ公告ヲ為シタル場合ノ外其ノ運送ヲ拒絶スルコトヲ得

第六条 鐵道ハ左ノ事項ノ具備シタル場合ニ於テハ貨物ノ運送ヲ拒絶スルコトヲ得ス

一 荷送人力法令其ノ他鐵道運送ニ關スル規定ヲ遵守スルトキ

二 貨物ノ運送ニ付特別ナル責務ノ条件ヲ荷送人ヨリ求メサルトキ

三 運送方法令ノ規定又ハ公ノ秩序若ハ善良ノ風俗ニ反セサルトキ

四 貨物力成規ニ依リ其ノ線路ニ於ケル運送ニ適スルトキ

五 天災事變其ノ他已ムヲ得サル事由ニ基因シタル運送上ノ支障ナキトキ

前項ノ規定ハ旅客運送ニ之ヲ準用ス

第七条 運送ニ付特別ノ設備ヲ要スル貨物ニ關シテハ鐵道ハ其ノ設備アル場合ニ限り之ヲ引受クルノ義務ヲ負フ

第八条 鐵道ハ直ニ運送ヲ為シ得ヘキ場合ニ限り貨物ヲ受取ルヘキ義務ヲ負フ

第九条 貨物ハ運送ノ為受取リタル順序ニ依リ之ヲ運送スルコトヲ要ス但シ運輸上正当ノ事由若ハ公益上ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一条 鐵道ハ貨物ノ種類及性質ヲ明告スベキコトヲ得若シ其ノ種類及性質ニ付疑アルトキハ荷送人ノ立会ヲ以テ之ヲ点検スルコトヲ得

点検ニ因リ貨物ノ種類及性質カ荷送人ノ明告シタル所ト異ナラサル場合ニ限り鐵道ハ点検ニ關スル費用ヲ負担シ且之力為生シタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス

前二項ノ規定ハ火薬其ノ他爆發質危險品ヲ成規ニ反シ手荷物中ニ収納シタル疑アル場合ニ之ヲ準用ス

第十二条 引渡期間満了後託送手荷物又ハ運送品ノ引渡ヲ為シタル場合ニ於テハ延著トス

前項ノ賠償額ノ制限ハ託送手荷物又ハ運送品力鐵道ノ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ延著シタル場合ニハ之ヲ適用セス

第十三条 鐵道カ引渡期間満了後一月ヲ経過スルモ託送手荷物又ハ運送品ノ引渡ヲ為ササル場合ニ於テハ旅客又ハ貨主ハ滅失ニ因ル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得但シ鐵道ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リ引渡ヲ為ササル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ賠償ヲ受ケタル者ハ其ノ請求ノ際留保ヲ為シタルトキハ到達ノ通知ヲ受ケタル後一月内ニ限リ賠償金ヲ返還シテ託送手荷物又ハ運送品ノ引渡ヲ受クルコトヲ得

第十四条 貨物ノ寄託シタルトキハ鐵道ハ遲滯ナク荷送人及荷受人ニ対シ其ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

貨物ヲ寄託シタル場合ニ於テ倉荷証券ヲ作製セシメタルトキハ其ノ証券ノ交付ヲ以テ貨物ノ引渡二代フルコトヲ得

鐵道ハ第一項ノ費用ノ弁済ヲ受クル迄倉荷証券ヲ留置スルコトヲ得

前四項ノ規定ハ貨物ノ引取期間内ニ其ノ引取ナキ場合ニ之ヲ準用ス

第十五条 旅客ハ營業上別段ノ定アル場合ノ外運賃ヲ支払ヒ乗車券ヲ受クルニ非サレハ乗車スルコトヲ得ス

乗車券ヲ有スル者ハ列車中座席ノ存在スル場合ニ限り乗車スルコトヲ得

第十六条 旅客カ乘車前旅行ヲ止メタルトキハ鐵道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ運賃ノ払戻ヲ請求スルコトヲ得

乗車後旅行ヲ中止シタルトキハ運賃ノ払戻ヲ請求スルコトヲ得ス

第十七条 天災事變其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ運送ニ著手シ又ハ之ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキハ旅客及荷送人ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ鐵道ハ既ニ為シタル運送ノ割合ニ応シ運賃其ノ他ノ費用ヲ請求スルコトヲ得

第十八条 旅客ハ鐵道係員ノ請求アリタルトキハ何時ニテモ乗車券ヲ呈示シ検査ヲ受クヘシ

有効ノ乗車券ヲ所持セス又ハ乗車券ノ検査ヲ拒ミ又ハ取集ノ際之ヲ渡ササル者ハ鐵道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ割増貨金ヲ支払フヘシ

前項ノ場合ニ於テ乗車停車不明ナルトキハ其ノ列車ノ出発停車場ヨリ運賃ヲ計算ス乗車等級不明ナルトキハ其ノ列車ノ最優等級ニ依リ運賃ヲ計算ス

第十九条 鐵道ニ依ル旅客ノ運送ニ係ル取引ニ關スル民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項第二号中「表示してい」トアルハ「表示し、又は公表していた」トス

第十八条ノ四 前項ノ規定ノ適用ヲ受クヘキ船舶ニ依ル運送ノ区間及其ノ運送業者ハ國土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

第二章 鉄道係員

- 第十九条** 鉄道係員ノ職制ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二十条** 鉄道事業者ハ鉄道係員ノ服務規程ヲ定ムベシ
- 第二十一条** 国土交通大臣ハ鉄道係員タルニ要スル資格ヲ定ムルコトヲ得
- 第二十二条** 旅客及公衆ニ対スル職務ヲ行フ鉄道係員ハ一定ノ制服ヲ著スヘシ
- 第二十三条** 削除
- 第二十四条** 鉄道係員職務取扱中旅客若ハ公衆ニ対シ失行アリタルトキハ二万円以下ノ罰金又ハ料二処ス
- 第二十五条** 鉄道係員職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リ旅客若ハ公衆ニ危害ヲ釈スノ虞アル所為アリタルトキハ三月以下ノ拘禁刑又ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス
- 第二十六条** 鉄道係員旅客ヲ強ヒテ定員ヲ超エ車中ニ乗込マシメタルトキハ二万円以下ノ罰金又ハ料科料二処ス
- 第二十七条** 削除
- 第二十八条** 鉄道係員道路踏切ノ開通ヲ怠リ又ハ故ナク車両其ノ他ノ器具ヲ踏切ニ留置シ因テ往来ヲ妨害シタルトキハ二万円以下ノ罰金又ハ料科料二処ス
- 第三章 旅客及公衆**
- 第二十九条** 鉄道係員ノ許諾ヲ受ケシテ左ノ所為ヲ為シタル者ハ二万円以下ノ罰金又ハ料科料二処ス
- 一 有効ノ乗車券ナクシテ乗車シタルトキ
  - 二 乗車券ニ指示シタルモノヨリ優等ノ車ニ乗リタルトキ
  - 三 乗車券ニ指示シタル停車場ニ於テ下車セサルトキ
- 第三十条** 託送手荷物又ハ運送品ノ種類又ハ性質ヲ詐称シタル者ハ二万円以下ノ罰金又ハ料科料二処ス記名乗車券ヲ買求ム際氏名ヲ詐称シタル者亦同シ
- 第三十一条** 前二条ノ所為ハ鉄道ノ告訴アルニ非ザレバ公訴ヲ提起スルコトヲ得ズ
- 第三十二条** 列車警報機ヲ濫用シタル者ハ二万円以下ノ罰金又ハ料科料二処ス
- 第三十三条** 旅客左ノ所為ヲ為シタルトキハ二万円以下ノ罰金又ハ料科料二処ス
- 一 列車運転中乗降シタルトキ
  - 二 列車運転中車両ノ側面ニ在ル車扉ヲ開キタルトキ
  - 三 列車中旅客乗用ニ供セサル箇所ニ乗りタルトキ
- 第三十四条** 制止ヲ肯セシテ左ノ所為ヲ為シタル者ハ料科料二処ス
- 一 停車場其ノ他鉄道地内吸煙禁止ノ場所及吸煙禁止ノ車内ニ於テ吸煙シタルトキ
  - 二 婦人ノ為ニ設ケタル待合室及車室等ニ男子妾ニ立入りタルトキ
- 第三十五条** 鉄道係員ノ許諾ヲ受ケシムテ車内、停車場其ノ他鉄道地内ニ於テ旅客又ハ公衆ニ対シ寄附ヲ請ヒ、物品ノ購買ヲ求メ、物品ヲ配付シ其ノ他演説勧誘等ノ所為ヲ為シタル者ハ料科料二処ス
- 第三十六条** 車両、停車場其ノ他鉄道地内ノ標識揭示ヲ改竄、毀棄、撤去シ又ハ灯火ヲ滅シ又ハ其ノ用ヲ失ハシメタル者ハ二万円以下ノ罰金又ハ料科料二処ス
- 第三十七条** 信号機ヲ改竄、毀棄、撤去シタル者ハ三年以下ノ拘禁刑ニ処ス
- 第三十八条** 停車場其ノ他鉄道地内ニ立入りタル者ハ料科料二処ス
- 第三十九条** 暴行脅迫ヲ以テ鉄道係員ノ職務ノ執行ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ拘禁刑ニ処ス
- 第四十条** 車内、停車場其ノ他鉄道地内ニ於テ発砲シタル者ハ二万円以下ノ罰金又ハ料科料二処ス
- 第四十一条** 第四条ノ規定ニ違反シ伝染病患者ヲ乗車セシメタル者ハ二万円以下ノ罰金又ハ料科料二処ス伝染病患者其ノ病症ヲ隠蔽シテ乗車シタルトキ亦同シ
- 前項ノ場合ニ於テ途中下車セシメタルトキト既ニ支払ヒタル運賃ハ之ヲ還付セス**

第四十二条 左ノ場合ニ於テ鉄道係員ハ旅客及公衆ヲ車外又ハ鉄道地外ニ退去セシムルコトヲ得

- 一 有効ノ乗車券ヲ所持セス又ハ検査ヲ拒ミ運賃ノ支払ヲ肯セサルトキ
  - 二 第三十三条第三号ノ罪ヲ犯シ鉄道係員ノ制止ヲ肯セサルトキ又ハ第三十四条ノ罪ヲ犯シタルトキ
  - 三 第三十五条、第三十七条ノ罪ヲ犯シタルトキ
  - 四 其ノ他車内ニ於ケル秩序ヲ紊ルノ所為アリタルトキ
- 前項ノ場合ニ於テ既ニ支払ヒタル運賃ハ之ヲ還付セス

第四十三条 削除

附則

第四十四条 削除

第四十五条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (大正八年四月一〇日法律第五四号)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和四年四月一日法律第三八号)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和四六年六月一日法律第九六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六年一二月四日法律第九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (平成六年一月一日法律第九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成七年五月一二日法律第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (平成一九年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附則 (平成一八年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条第十条(国土交通省設置法第十五条の改正規定を除く。)、第十一条及び第十二条並びに次条、附則第三条、第五条から第八条まで、第十条、第十二条及び第十三条の規定

附則 (平成一八年四月一日)

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第七条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**第八条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
(検討)

**附 則** (平成二十九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成三十一年五月二十五日法律第二十九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。  
(鉄道営業法の一部改正に伴う経過措置)

**第二十一条** 旧物品運送契約に基づいて貨物を寄託した場合における預証券及び質入証券並びに旧物品運送契約に基づいて鉄道と船舶との通し運送をした場合における運送状及び貨物引換証については、なお従前の例による。  
(罰則に関する経過措置)

**第五十一条** 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

**第五十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。  
(罰則に関する経過措置)

**附 則** (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

**1** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日